

●香川県告示第48号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和6年2月20日から同年3月11日まで一般の縦覧に供する。

令和6年2月20日

香川県知事 池 田 豊 人

1 道路の種類 県道（主要地方道）

2 路線名 丸亀三好線（4号）

3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
仲多度郡まんのう町吉野下字 林1160番1地先から 仲多度郡まんのう町吉野下字 林1183番1地先まで	12.2~16.6	163	平成18年4月21日付け香川県告示第384号の一部

4 供用開始の期日 令和6年2月20日